

学校法人等代表者 殿
任意継続加入者 殿

日本私立学校振興・共済事業団
理事長 福原紀彦

19歳以上23歳未満の被扶養者の認定にかかる収入基準の見直しについて

平素から、私学事業団の共済業務につきまして、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
標記の件について、健康保険の被扶養者として認められる収入基準は下記のとおり変更となりますのでお知らせします。

1 変更内容

認定対象者の年間収入に係る認定要件のうち、その額を130万円未満とするものについて、当該認定対象者（加入者・任意継続加入者の配偶者を除く。）が19歳以上23歳未満である場合にあっては150万円未満として取り扱うこととなります。

2 実施年月日

令和7年10月1日

※今回の見直しにより実施年月日を認定日として被扶養者の認定申請をする場合は、令和7年10月1日から5日以内に申請してください。（なお、30日を超えると私学事業団で受け付けた日又は発信日が認定日となります。）

3 被扶養者となる収入限度額

収入の種類	19歳以上23歳未満	60歳未満	60歳以上
給与等の収入 ・ 事業所得等 ・ 老齢、遺族の年金を含む	年収150万円未満 (月額 125,000 円未満)	年収130万円未満 (月額 108,334 円未満)	年収180万円未満 (月額 150,000 円未満)
障害年金を受給 ・ 上記給与等の収入を含む	年収180万円未満 (月額 150,000 円未満)		

4 年齢要件（19歳以上23歳未満）の判定

所得税法（昭和40年法律第33号）上の取扱いと同様、その年の12月31日現在の年齢で判定します。例えば、N年12月に19歳の誕生日を迎える場合には、N年（暦年）における年間収入要件は150万円未満となります。

（参考）

- ・ N-1年（18歳の誕生日を迎える年）における年間収入要件は130万円未満。
- ・ N年～N+3年の間（19歳の誕生日を迎える年から22歳の誕生日を迎える年）における年間収入要件は150万円未満。
- ・ N+4年（23歳の誕生日を迎える年）以降、60歳に達するまでの間の年間収入要件は130万円未満。



例) 令和7年12月に19歳になる場合は、令和7年10月1日（19歳前でも）から150万円が上限になります。

<内容等に関するお問い合わせ先>

日本私立学校振興・共済事業団 共済事業本部 資格課

☎03 (3813) 5321 (代表)